

## 再生可能エネルギーの普及に関する提言

平成27年7月に、「2030年度の電源構成」、いわゆる「エネルギーミックス」が示され、再生可能エネルギーは、各電源の特性に応じた最大限の導入拡大と国民負担の抑制を両立するとされたところである。

このような中、再生可能エネルギー資源は地方に多く賦存していることから、今後のエネルギー政策の推進は、国と地方が連携して当たっていく必要があると考えている。

については、今後、国民負担の抑制とのバランスを踏まえつつ再生可能エネルギーが安定したエネルギーとして、最大限導入が進むよう制度の創設等について、次のとおり提言する。

### 1 ～地域資源を最大限活用していくために～

地域に賦存する再生可能エネルギーを最大限活用できるようにしていくことが、2030年度の電源構成の実現にとって肝要である。

については、次の事項について十分な配慮が行われるべきである。

#### (1) 系統問題の広域的、計画的な対応

- ① 電力会社に対して、ローカル系統の空き状況の情報開示を指導するとともに、地域間連系線やローカル系統の増強を行うこと。
- ② 未稼働案件を取り消して、系統接続枠の空きが発生した場合には、電力会社に対し、系統接続を希望する事業者が空いた接続枠を優先的に活用できるよう指導すること。
- ③ ベースロード電源となり得る水力や地熱について、電力系統への接続が、地域の特性に応じて、柔軟に行えるよう、電力会社に対し指導すること。
- ④ 地域間連系線の複数ルート化や基幹系統の整備及び蓄電池や水素による電力調整手段の確立についての長期方針・計画を策定すること。

#### (2) 最大限の導入に向けた支援

- ① 地熱・水力は、最大限の導入を目指して、ポテンシャルの高い地点を探索し、情報を公開すること。
- ② バイオマスなど再生可能エネルギー熱の活用状況について、各都道府県毎に集計し、公開すること。
- ③ 電力各社が算定した接続可能量が「受入枠」として固定化されることのないよう、算定的前提条件及びその方法について政府による検証を行うとともに、接続可能量について拡大の方向で不断の見直しを行うこと。

### 2 ～長期的に安定・安価なエネルギーとするために～

再生可能エネルギーは、固定価格買取制度により一定の導入が進んだが、買取期間終了後も、長期安定的に発電が継続されることが望まれる。地方にとってポテンシャルの高い太陽光発電については、今後も普及が減速することがないよう、計画的な推進が特に必要

である。

また、賦課金が増大するなど国民負担が増加している問題が生じている。

今後は、国民負担の抑制とのバランスを踏まえつつ、長期安定的に安価なエネルギーを供給できるようにするため、次の事項について、十分な配慮が行われるべきである。

#### (1) 長期安定電源の確保

- ① いずれの地域でも導入可能な太陽光発電について、今後普及が減速することがないよう、国民負担とのバランスを考慮しながら、蓄電池との組み合わせによる自家消費型の促進及び地産地消の推進、買取制度のあり方（価格、期間）の見直し及び広報を行い、将来にわたって安定的、計画的に普及が推進できるようにすること。
- ② 出力制御の具体的な運用方法を早期に提示するとともに、公平性・透明性のある運用を担保するための情報開示と検証の仕組みを構築すること。
- ③ 太陽光や風力発電設備について、長期安定的に継続発電させるための更新やリパワリングを行える仕組みを構築するとともに、廃棄の場合には、適切にリサイクル・処理される仕組みを構築すること。
- ④ 太陽光発電施設の適正導入を図るため、安全性を確保するための造成、地盤強度等に関する設計基準や施工・管理に関する基準を整備すること。
- ⑤ 中小規模の太陽光発電設備の適切な設計・施工と管理のための立入検査対象の拡大・強化を行うことを検討すること。
- ⑥ 低圧に連系する50kw未満の太陽光発電施設についても、事業者の安全対策を促す制度を創設すること。
- ⑦ 再生可能エネルギーが長期安定的かつ自立的電源となるためのコスト低減を図るべく、設備稼働率の上昇やパネルの高効率化・低コスト化の研究開発を促進すること。
- ⑧ 再生可能エネルギーの余剰電力を貯蔵する手段としてエネルギーセキュリティの向上に資する大規模な水素製造・供給システムの確立に向けた、技術開発・実証を積極的に進めること。

#### (2) 固定価格買取制度

- ① 太陽光発電設備について、設備規模を細分化した調達価格の設定の検討を行うとともに、屋根・野立て別の設定についても検討すること。  
また、大規模事業に対して過剰な利潤が生じないようにも検討すること。
- ② 再生可能エネルギーの受入制限や固定価格買取制度への不安から、住宅への太陽光発電導入が鈍化することのないよう、分かりやすく正確な情報を発信すること。
- ③ 設備認定の時期については、系統接続の契約締結後へと変更するとともに、認定後未稼働案件については、既に設備工事に着手したものを除き一定の条件の下に取消又は再認定が必要となる制度を創設すること。
- ④ 認定情報は原則として公開し、認定情報以外の発電施設関係情報についても、地方自治体が必要とすれば取得が可能な仕組みを構築するとともに、個人事業主の情報についても地域の安全のため、地方自治体へ提供できるような制度を創設すること。また、情

報提供については、地方自治体の意見が事業に反映できるよう、認定申請時に予備的に行うなど事業の早期段階から実施すること。

- ⑤ コージェネレーション（エネファーム）を調整電源として組み合わせる「太陽光ダブル発電」の調達価格の抑制を見直すこと。
- ⑥ 風力発電等の調達価格について、防災対策設備対応などのコストを含めての設定の検討を行うこと。
- ⑦ 水力・風力発電などの開発期間の長い電源については、上位系統の増強対策期間の長期化も考慮したうえ、事業実施の可能性が最大限確保されるよう、調達価格を長期固定化すること。
- ⑧ 波力、潮流等の海洋エネルギーについても、固定価格買取制度の対象とすること。
- ⑨ 平成27年度の調達価格においてバイオマス、風力など太陽光以外に新たに設けられた「供給量勘案上乘せ措置」については、少なくとも3年間は一定の水準を維持すること。

### 3 ～地方創生に繋げていくために～

我が国は、今までエネルギー資源を諸外国に依存していたが、地域に広く賦存する再生可能エネルギーを活用することにより、海外に流出していた富の一部が地方に回り、地方創生につながることを期待されることから、次の事項について、十分な配慮が行われるべきである。

- ① 太陽光発電設備を長期安定的に稼働させるため、保守点検業者の登録制度の創設や保守点検の義務化など、保守や点検が適切かつ確実に実施される制度を創設すること。
- ② 2019年度以降、住宅用太陽光について、大量の買取期間が満了する案件が発生するので、地域単位でのエネルギーマネジメントシステムの構築など固定価格買取制度期間を満了した太陽光を有効に活用できるよう、取組を推進すること。
- ③ 木質バイオマス発電について、コストの7割が燃料費になることから、木質バイオマス燃料を安定的に調達するための人材育成や資機材導入支援など、長期持続的に調達できる仕組みを構築すること。
- ④ 地域 PPS の事業推進の観点から、固定価格買取制度電源表示を可能とする制度を創設すること。
- ⑤ 固定価格買取制度が改正され、仮に、買取義務者が送配電事業者になった場合には、広域的な買取が行われ、地域 PPS が供給する電力の調達地域及び電源の種類が特定できないこととなり、地域 PPS 事業の存立基盤そのものに重大な影響を与えられられるので、引き続き地域 PPS が買取できるものとする。また、やむを得ず、買取義務者が送配電事業者になる場合には、地域 PPS が将来的に安定して事業を展開できるよう十分な配慮を行うこと。
- ⑥ 各地方が地域の実情を踏まえて、地域の再生可能エネルギー資源を計画的に、かつ最大限活用していくための取組に対し、技術的・財政的支援を行う制度を創設すること。

- ⑦ 下水熱や地中熱の利用促進、工場排熱の融通等、熱エネルギーの利活用を促進するため、導管の敷設コスト低減等に資する必要な施策を講ずること。  
また、太陽熱などの熱利用や中小規模のコージェネレーションが速やかに普及するよう、制度的な措置を設けること。
- ⑧ 一定規模以上の太陽光発電設備の設置には、地方自治体の同意などを必要とする制度を創設すること。
- ⑨ 再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域住民の理解や地域の自然環境との調和など、地域社会との共生が図られるとともに、再生可能エネルギーが地域に根ざしたエネルギー資源となるような施策の検討を行うこと。

平成27年11月16日

全国知事会エネルギー政策特別委員会 委員長  
群馬県知事 大澤 正明